東京都担当確認年月日平成 31 年 2 月 18 日東京都作業部会確認年月日平成 31 年 2 月 22 日契約変更に伴う再確認日令和 2 年 8 月 26 日)

事業名 輸送センター

案件名 輸送センターシステム大型モニター等の調達契約

| 確認の視点 | | 東京都の見解 | 備考 |
|---|-----|--|----|
| 経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の 考え方に基づくもの であること | | ● 平成29年5月31日の合意の考え方では「大会時の都民生活に与える影響を最小化するよう、都内会場周辺にかかわる輸送及びセキュリティ対策に係る経費」について東京都と組織委員会が負担することとなっており、輸送センターで用いる大型モニターの経費負担について妥当性を確認できた。 (令和2年8月24日 契約変更に伴う追記) ● なお、延期に伴う追加経費の取扱は、現時点で未定である。 | |
| 事業の執行に当たり、 大会運営を担う組織 委員会が一括して執 行した方が効率的、効 果的であること | | ● 輸送センターの運営にあたり、組織委員会と都で同一の大型モニターを共有するため、個別に調達せず組織委員会が一括して調達したほうが効率的であると判断した。 | |
| 経費の内容等 が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性 (適正な規模、 単価かなど)、 納得性(類似の ものと比較し て相応かなど) | 必要性 | 輸送センターでは、イレギュラー事象の発生をいち早く知る必要がある。そのため職員がいつでも鉄道運行情報や渋滞情報等を視認できる大型モニターが必要。 また、イレギュラー発生時、複数の職員で同じ情報を閲覧しながら事象に対処するケースが想定されるため、複数の職員で共有できるモニターは有効といえる(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記) なお、今回の契約変更は、大会期間中の輸送状況を表示する大型モニターの賃貸借契約について、現契約では令和2年9月までとなっている賃貸借期間を大会終了時まで延長するものであり、現時点で手続きを進める必要がある | |

| その他経費の内容等 が公費負担の対象として適切なものであること | | 本委託は輸送センター情報システムで必要な大型モニターの調達であり、輸送センターの運営にあたって必要な事業内容であることから、公費負担の対象として適切と確認できた。また、v3 予算内である。 (令和2年8月24日 契約変更に伴う追記) 延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。 | |
|---------------------------------|-----|---|--|
| | 納得性 | を開始するため、最低でも令和2年10月~令和3年9月まで本業務委託が必要となることを確認した。 大型モニターはパナソニック株式会社のスポンサーカテゴリであり、同社が権利行使を表明しているため、同社製品を採用する。 同社より購入・レンタル・リースの見積提示を受け、最も安価なレンタルを採用する。 (令和2年8月24日 契約変更に伴う追記) 延期に伴う追加経費について、業務委託の履行を維持時停止することなく、現契約を継続することで、機器の撤去及び設置に係る費用を削減できることから、経費の削減に努めていることを確認した。 | |
| 等の観点から 妥当なもので あること | 効率性 | ● 当初パナソニック社より提案を受けた構成では、ディスプレイ設置壁工事やディスプレイ切り替えスイッチ、細ベゼルモニターが盛り込まれていたが、これらの仕様を削減することで費用の低減を行っており、効率的である。 ● 本モニターはイレギュラー対処で必要な設備であるため、イレギュラー事象に対応する観客誘導部門と関係者輸送部門に各1セット大型モニターを配備する。(令和2年8月24日 契約変更に伴う追記) ● 延期に伴い、令和2年10月より輸送センターの訓練 | |

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。